

平成25年第1回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成25年3月14日 午前10時06分開議

1. 出席議員 12名

1番	雑賀	茂君	2番	雑賀	正光君
3番	服部	隆君	4番	廣瀬	裕君
5番	野澤	良治君	6番	青野	正君
7番	星野	初英君	8番	篠田	英一君
9番	牧山	龍雄君	10番	福智	正之君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野高	貴雄君
総務課	長	小川	輝文君
企画財務課	長	秋山	豊君
都市整備課	長	石山	正光君
秘書広聴課	長	関口	富士子君
経済課	長	羽田	健二君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	藤井	俊一君
教育委員会事務局	参事	萩原	治夫君
町民課	長	椿	法男君
福祉課	長	沼崎	繁君
福祉課	参事	大槻	正己君
出納室	長	藤ヶ崎	勇一君
子育て支援課	長	岩橋	弘君

1. 出席事務局職員

議会事務局参事 林 博行

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成25年3月14日（木曜日）

午前10時06分開議

議事日程

日程1. 一般質問

追加日程1. 雑賀正光君に対する懲罰の動議

日程2. 議案第1号 河内町道構造基準条例の制定について

日程3. 議案第2号 河内町道に設置する道路標識の寸法等に関する条例の制定について

日程4. 議案第3号 河内町道移動等円滑化基準条例の制定について

日程5. 議案第4号 河内町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について

日程6. 議案第5号 河内町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

日程7. 議案第6号 河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

日程8. 議案第7号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程9. 議案第8号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程10. 議案第9号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例

日程11. 議案第10号 河内町消防団条例の一部を改正する条例

日程12. 議案第11号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程13. 議案第12号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程14. 議案第13号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日程15. 議案第14号 河内町中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例

日程16. 議案第15号 河内町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程17. 議案第16号 河内町障害福祉サービス給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

日程18. 議案第17号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第7号）

日程19. 議案第18号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程20. 議案第19号 平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程21. 議案第20号 平成24年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程22. 議案第21号 平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程23. 議案第22号 平成24年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程24. 議案第23号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）
日程25. 議案第24号 平成25年度河内町一般会計予算
議案第25号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計予算
議案第26号 平成25年度河内町介護保険特別会計予算
議案第27号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計予算
議案第28号 平成25年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成25年度河内町下水道事業特別会計予算
議案第30号 平成25年度河内町水道事業会計予算
日程26. 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
日程27. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程28. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
追加日程1. 雑賀正光君に対する懲罰の動議
日程2. 議案第1号
日程3. 議案第2号
日程4. 議案第3号
日程5. 議案第4号
日程6. 議案第5号
日程7. 議案第6号
日程8. 議案第7号
日程9. 議案第8号
日程10. 議案第9号
日程11. 議案第10号
日程12. 議案第11号
日程13. 議案第12号
日程14. 議案第13号
日程15. 議案第14号
日程16. 議案第15号
日程17. 議案第16号

- 日程18. 議案第17号
日程19. 議案第18号
日程20. 議案第19号
日程21. 議案第20号
日程22. 議案第21号
日程23. 議案第22号
日程24. 議案第23号
日程25. 議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号
議案第30号
日程26. 選挙第1号
日程27. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程28. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前10時06分開議

○議長（廣瀬 裕君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、大島 謙氏外16名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでございますので、ご承知くださるようお願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、教育長の教育理念及び学校運営の考え方について、いじめや体罰について町内小中学校における現状と今後の取り組みについて、豊かな心をはぐぐむための教育については、雑賀 茂君からの質問です。

2、入札について、補助金については、雑賀正光君からの質問です。

3、災害に強いまちづくりについては、星野初英さんからの質問です。

初めに、雑賀 茂君、登壇願います。

〔1番雑賀 茂君登壇〕

○1番（雑賀 茂君） おはようございます。1番雑賀 茂でございます。

通告いたしました河内町の教育行政について、二、三質問させていただきます。

昨年の11月に石山教育長さんから大野教育長さんに引き継がれたわけでございますが、石山教育長さんにおかれましては、長期間にわたり、河内町の教育行政にご尽力を賜り、改めて感謝と敬意を表するものでございます。また、新たに就任されました大野教育長さんにおかれましては、近年、教育を取り巻く環境も大変厳しいものがあり、そのような中での船出であり、ご苦労をおかけすることになることと思っておりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

そこでまず最初に、教育長のこれからの河内町の教育に対するビジョン、河内町の教育をこのようにもっていきたいんだという熱い思い、理念等をお聞かせいただきたいと思っております。

地方分権、地域主権が一段と進む中、みずからの考えとみずからの責任において決断、そして実行するという主体性のある行政運営が望まれております。国の指導、方針等は地方約1,700団体を一律に促しており、河内町のように少子高齢化が急速に進んでおる地域、ちなみに昨年1年間の出生者数は36人、河内町全体で1学級というのが、現実として数年後にはやってきます。教育施設も幼稚園、保育所、小学校、中学校を1カ所にまとめ、六三制にとらわれない、9年をスパンとした教育、柔軟性のある小中一貫教育等も、将来の課題として位置づけられるものと私は考えております。

小規模学校ならではの特徴を生かした魅力ある教育、魅力ある学校づくりを目指し、河内の学校で学ばせたいんだと言われるような教育改革、学校経営を期待しております。

次に、いじめ・体罰についてお伺いをいたします。

昨年、体罰により生徒が自殺したという痛ましい事件が起きております。また、いじめも後を絶たない状況にあります。私は、心の豊かな人間を育てることが教育の目的であろうと考えております。その原点は、知識を教えるとともに、命を大切にすること、思いやりの心を持つことを教えることであると確信をいたしております。

私は、現在、人権擁護委員を務めさせていただいておりますが、人権イコール命であり、人権を守るということは命を守るということで、他の委員さんとともにその普及啓発や相談活動を行っております。そして、その活動を通して、心の教育の大切さを身をもって痛感をいたしておるところであります。

そこでお伺いをいたします。1点目として、町内の小中学校において、いじめ・体罰があったのかなかったのか。その結果と、調査方法についてお伺いをいたします。

2点目として、いじめや体罰問題に対して、現場でどのような取り組み、対策を講じているのかお伺いをいたします。国では、いじめ・体罰の防止対策として、法制化を進めておるようですが、河内町においては、条例化の考えはあるのか、その点も含めてご答弁願います。

3点目として、児童生徒が命の大切さを学び、そして、どのように心豊かな人づくりを進めていこうと考えているのか、その取り組み、対策についてもお伺いをいたします。再質問はいたしませんので、明快なるご答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（廣瀬 裕君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） それでは、雑賀 茂議員からの質問にお答えいたします。

まず、河内町の教育に関する理念等についてですが、学校教育について、明るく元気な教師集団の育成、教師集団が明るく元気であれば、そこに学ぶ児童生徒はおのずから楽しい学校生活が送れると考えております。教職員が児童生徒の学習指導や生活指導に邁進できる学校環境をつくってまいりたいと考えております。さらに、生涯学習についてですが、だれもがいつでもどこでも自由に学ぶことができる学習環境の整備を図り、健康で生き生きと生活できる河内町を構築していきたいと考えております。この2点に力を入れて、教育行政を推進してまいりたいと考えております。

次に、いじめ・体罰についてお答え申し上げます。

いじめの調査は、各小中学校、毎学期、記名による質問紙や、定期の教育相談等によって実施しております。その結果、今年度の認知件数は、小学校で10件、中学校で13件ありました。その内容といたしましては、言葉によるいやがらせ、ぶつかってきたり、けられたり、物を隠される、そのような内容です。これらの中で、解消していないものがまだ3件ありますので、この3件につきましては、継続観察指導中でございます。悪質ないじめの報告はありませんが、いじめを受けた側に立っての指導を継続してまいります。

また、体罰に関してですが、県の教育委員会の指示により、2月末に、児童生徒、保護者、教職員、これらに記名でもっての調査がございました。この結果ですが、体罰として認められる事案はありませんでした。ともに、安心しております。と同時に、この調査に際して、保護者の皆様方、すぐく良識的なご意見等もいただいておりますので、このことに関しましては感銘いたしました。

いじめ・体罰問題に対する現場の取り組み等についてお答えします。

まず、いじめに関してですが、国としての今後の法制化に関しまして、既にいじめ対策防止基本法の骨子だけですが、新聞等で示されました。その内容につきましては、まだ骨子ですので、簡単な内容ですが、いじめとは学校に在籍する児童生徒と一定の人間関係にある者が行う心理的または物理的な攻撃。何人も児童生徒をいじめてはならない。学校は、児童生徒の生命または身体の安全が脅かされているときは、直ちに警察に通報しなければならない。重大ないじめがあった場合は、学校は教育委員会を通して首長に報告しなければならない。さらに、教師による体罰もいじめの対象となっております。間もなく、国会等で審議され、法令化されると思います。河内町教育委員会としましては、そのような国や県等の動きを真摯に受けとめて、それらの通知・通達の内容のさらなる徹底を図ってま

いりたいと考えております。町としての条例化は考えておりません。

体罰についてですが、学校教育法11条に、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰はいかなる場合も行つてはならない」とあります。この懲戒の内容ですが、体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況や、当該行為が行われた場所、時間的環境、懲戒の態様等々の諸条件を総合して考え、個々の事案について判断することが必要であると定められております。したがって、身体に対する侵害の内容とする懲戒としては、殴る、けるなど、それから身体的苦痛を与える懲戒としましては、正座、直立特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなどがあります。具体的に体罰に当たらない内容としましても、放課後などに教室に残留させる、長時間はまずいです。授業中、教室内に起立させる。学習課題や清掃活動などを他より多く課す。当番を多く割り当てる。立ち歩きの多い児童生徒に、しかって席に着かせるなどが挙げられております。

さらに、児童生徒からの教職員等に対する暴力行為に対してですが、防衛手段をとらなければならない場合もあります。ただこのときも、どの程度の防衛手段が可能かということが非常に難しく、過剰防衛になると、今度は体罰というような形にもなりかねませんので、そこは注意が必要かと思ひます。

また、この度、児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度というのが立ち上がりました。この内容も、幾つかあるのですが、これまでなかったものとしましては、校長が児童生徒の非行等問題行動及び犯罪被害の未然防止のために、警察等に連携が必要と判断した事案、このような場合には、警察と即連絡を取り合つて、未然防止を図つていくとあります。今までは、具体的な事案がなければ警察としても動けないというような返答が多かったのですが、未然防止という意味で一歩大きく進んだ協定になるかと思ひます。今後とも、学校現場では、定期的な教育相談、スクールカウンセラーの活用、保護者面談などを通して、いじめや体罰の撲滅を図つてまいります。加えて、教育委員会としましては、現場の教職員が、毅然とした態度で児童生徒の指導に当たつていくために、学校の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の児童生徒の生命の大切さを学び、豊かな人づくりに関してですが、教育委員会主導で、次のような行事等を実施しております。一つは、豊かな心育成推進協議会です。これは、認定こども園から中学校、さらには青少年育成町民会議、PTA代表、教育相談員等々のメンバーでもって構成されておまして、あいさつ運動、ボランティア活動、携帯ネット安全利用、みんなにすすめたい1冊の本の推進等を行つております。

さらに、昨年度から、こころ活き活き担当者会議というのを立ち上げました。これは、町からの予算をいただいておりますが、Q-Uという形の質問紙法によるアンケート調査なんですけれども、これも記名方式です。この内容としましては、個々の児童生徒の特徴をおさえるということで、人間関係、教師との関係、いじめ、学校生活の適応状況など

をコンピューターでもって客観的に処理、さらにこれが、データとしてまいりますので、最終的には学級経営に生かしていただくというようなことで活用しております。それから、人権講演会、これも実施しております。昨年度は、県南教育事務所の所長などをされました程塚 洋先生においでいただいて、いじめ・人権の尊重ということで、両中学校で講話をいただいております。いのちの講演会、これは佐藤清志先生という方においでいただきまして、我が子を交通事故で亡くされた方なんです、交通事故で亡くされた実体験をもとに、命の大切さや思いやりの心についての講演をいただきました。あとは、通常、道德の時間を中心とした生命尊重の教育、さらに避難訓練につきましても、学校防災対策推進委員会を立ち上げました。これも、認定こども園から小中学校まで含めまして、いろいろな形での防災訓練を入れようというようなことで、具体的に昨年度から動き、また来年度も具体化してまいりたいと考えております。その他、人権作文の公募、社会を明るくする運動作文への公募等々、子供たちがかかわる作品展もごぞいます。

以上のような事業を通して、生命の大切さや、豊かな心の育成を図っております。今後とも教育行政に対するご支援よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、雑賀正光君、登壇願います。

〔2番雑賀正光君登壇〕

○2番（雑賀正光君） 2番雑賀正光です。通告に従いまして質問をいたします。

安倍政権になりまして、デフレ脱却、力強い経済を取り戻すため、新しい日銀総裁とともに日本再生に向け進んでおり、期待をしております。

また、河内町におきましても、行財政改革大綱の推進と財政健全化を図るための施策を順次行っていることと拝察いたします。

その中で、税収のかなめであります法人税に直結する、しかも町長が日ごろ取り組んでいる地場産業育成にもかかわる重要な問題です。そこで入札に係る業者選考委員会についてでございますが、河内町建設工事等請負業者選考委員会規程に基づいて、河内町が発注する建設工事の請負業者選定に関し、適正に業者を指名または選考するため、町長の諮問機関として選考委員会を置くこととなっており、委員会の委員は各課の課長さんが委員となっております。

そこでお尋ねしますが、現在、建設中の子育て支援住宅の5工区の指名業者を工区ごとにお示し願います。なお、指名業者の河内町における本支店の有無と、河内町に本支店があり、今回の子育て支援住宅の指名参加資格があり、選定されていない業者をお示し願います。

二つ目の質問ですが、平成24年第4回河内町議会定例会、12月6日の私の一般質問に対して、最後に、町長より答弁をいただいた件についてでございますが、確かに、あじさい苑は町民の皆様の血税を補助金としていただき、おかげさまで11年目を迎えることができ

ました。ありがとうございます。

その間、延べ808名の方々が利用され、現在、河内町在住の50名の職員の方々に日々働いていただいております。法人の全職員が一丸となって、自己責任のもと厳しいながらも長期経営戦略を立てながら、地域福祉にお役に立つべく誠意努力しているところでございます。ところが、町長さんは、経営が順調ならば補助金の返済もというふうにおっしゃいました。

町長でのお立場でのお話ですから、返済義務もあってのお話だと思いますので、お示しをお願いします。2問目からは自席にて対応いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

○企画財務課長（秋山 豊君） それでは、私の方から入札についての請負業者の選考委員会についてのご質問についてお答えしたいと思います。

建設工事等請負業者選考委員会につきましては、河内町建設工事等請負契約業者選考委員会規程により、適正な業者の指名または選考するため、町長の諮問機関として設置されております。

また、選考に当たっては、河内町建設工事請負業者選定要綱により、指名基準等を見ながら選考するものであります。

なお、この委員会は、選考委員会規程第7条で秘密の保持がございますので、会議の内容や職務上知り得た秘密はお答えすることができませんので、あらかじめお伝えしておきます。

また、この町営住宅の入札に関わる案件は、昨年9月の定例会において議会の皆様方にご承認をいただいているものであります。

初めに、ご質問の町営住宅新築工事に関する指名業者でございます。町営住宅新築工事第1工区は石山建設工業、桂建設、高栄組、篠崎工務店、常盤建設、細谷建設工業です。

次に、第2工区は、石山建設工業、篠崎工務店、セイビ、ひたち建設、細谷建設工業、谷田川建設です。

第3工区は、石山建設工業、桂建設、高栄組、篠崎工務店、セイビ、谷田川建設です。

第4工区は、高栄組、桜井建設工業、常総開発工業、常盤建設、ひたち建設、細谷建設工業。

最後に、第5工区は、石山建設工業、桂建設、高栄組、篠崎工務店、セイビ、谷田川建設であります。

なお、この件につきましては、各建設新聞等で事後公表しております。

次に、今回の指名業者で町内と町外の関係であります。町内に本社を置く業者が3社、町内に支店がある業者が1社。

○2番（雑賀正光君） 1社。

○企画財務課長（秋山 豊君） 1社。町外は7社でございます。

次に、今回の指名等の基準で請負業者選定要綱第3条で規定する別表2の格付等級等は、建築工事で発注基準金額、予定価格なんですけど5,000万円以上1億円未満のBランクで、茨城県知事が出す総合評点値600点以上で、河内町に指名参加願を提出している町内業者は4社。今回の町営住宅の入札に指名した業者は3社です。また、町外の業者についても、信用度の高い、経験のある近隣の業者等を選考したものと考えております。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

○町長（野高貴雄君） それでは、お答えします。

これは一般質問というより、この間、議会案件で満場一致で議決した案件ですけども、そうですね。今の件は。

〔発言する者あり〕

○町長（野高貴雄君） 議会案件に出ていますよ。議会案件で議決したんですから、本来であれば、そのときの質問事項であろうかと思えますけれども。そのときは、雑賀君も満場一致で可決したと。

補助金の規定ということでもありますので、補助金についてのお話をさせていただきます。特に、今あじさい苑のことについてということでございましたので、担当課長の方からあじさい苑との補助金に関する覚書、規定についてちょっと読み上げてください。それからお答えします。

○議長（廣瀬 裕君） 沼崎福祉課長。

○福祉課長（沼崎 繁君） 私どもから、河内町とあじさい苑との間に交わしました覚書そして協定書の件について朗読をさせていただきます。

特別養護老人ホームあじさい苑に係る補助金に関する覚書、平成13年4月4日。

甲 河内町長野高貴雄、乙 社会福祉法人 河内厚生会理事長雑賀正光。

茨城県稲敷郡河内町長野高貴雄（以下甲という。）と社会福祉法人河内厚生会理事長雑賀正光（以下乙という。）との間において、平成12年度、平成13年度に行う特別養護老人ホームあじさい苑に係る補助金について、次のとおり覚書を交換する。

補助金の額、第1条、甲は乙に対して、平成13年度から平成17年度まで年間1,600万円を交付する。

補助金の交付、第2条、乙は前条の補助金の支払いを甲に請求し、甲は請求のあった日から30日以内に補助金を乙に交付するものとする。

協議、第3条、この覚書に定めのない事項については、甲乙協議するものとする。

これが覚書でございます。

次に、協定書でございます。

河内町（以下甲という。）と社会福祉法人河内厚生会（以下乙という。）は、乙が行う特別養護老人ホームあじさい苑（以下特老という。）の建設に伴い、河内町社会福祉施設整備

費補助金交付要綱(以下要綱という。)に基づく補助金の支払い方法及び特老の運営に関し、次のとおり協定する。

補助金の支払い方法、第1条、甲が乙に対し、要綱に基づき交付する補助金の支払い方法は、5年間(平成13年度から平成17年度)の均等払いとする。

地元利用者の優先、第2条、特老への入所及び施設利用については、地元住民を優先しベッド数の確保等についても配慮する。

地元雇用の優先、第3条、特老の開設に伴い必要な従業員等の人員の確保については、地元雇用を基本に考慮する。

町との連携協力、第4条、地域住民への福祉サービスにおいて、甲及び河内町社会福祉協議会との連携を密に福祉行政運営の向上に協力する。

食材の購入、第5条、特老において使用する食材については、地元業者及び生産者からの購入を基本に配慮する。

工事等契約業者関係、第6条、特老運営に係る施設設備の保守管理、維持補修、清掃等の作業について、できる限り地元業者への委託を配慮する。

有効期間、第7条、この協定書の有効期間は、平成13年4月4日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに甲または乙から特段の意思表示がないときは、この協定はさらに1年間有効とし、以後もまた同様とする。

協議事項、第8条、この協定書に定めのない事項及び疑議が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。平成13年4月4日に協定したものでございます。取り交わしたものでございます。

以上です。

○議長(廣瀬 裕君) 野高町長。

○町長(野高貴雄君) ただいま協定書を読み上げましたけれども、この前段については、雑賀正光議員、雑賀正幸お父さんから、何としてもやらせてもらいたいというような再三の強い要望があったので、私も決断して、じゃあということになったわけですが、本来であれば、補助金をそんなにやらなくてもでき得る企業もあったと思います。しかし、地元でつくるんだからということで、皆さんの税金をですね、私が決断をいたしまして、そして議会の皆さんにも了承して、一気に払えないということで8,000万円を5年間に分けて支払ったわけです。

それと稲敷から7,000万円。これは河内から出ているお金ですがけれども、それもおつけしたわけなんです、中での協定書で、その中で、やはり私も食材等の購入は余りなされていないと。それと、土地についても地権者からいろいろな話を聞いたけれども、定かではないけれども、全額はもらってないようなところもあるだろうと。そういうときに、1回これは白紙にして返還を求めてもいいのかなと思ったけれども、事が大きくなるという一所懸命やっというらっしゃるんだからというようなことで配慮をしてまいりました。

この間、雑賀議員も議員として地域のリーダーとして、町の財政を大変厳しいというようなお話があったので、それならば、あなたの誠意で補助金の返還等もお考えになったらいかがですかというお話を私はしたんだと、返せとは言ってません。ですから、そういうことはやはり誠意も大事です。そして、何よりも大事なことは、感謝の気持ちでいろいろそのためにできたということを行っていますけれども、そういうことであるならば幾分でも、そういうことで、これは一般の人ではないですから、今は。ちゃんと議会議員の立場で町の財政を指摘したんですから、そういうときには、そのぐらいのこともご配慮してはいかがですかという話なんで、別段返せとは言ってませんけれども、返していただいても結構なんですよ。

ただ、これは規定のない補助金ですから、誠意の上において出した補助金ですから。そういうことで、疑義があったらそういうこともありますけれども、そういうことで、この間の話は、そういう面では、お返しになったら、そういうこともお考えになったらいかがですかということでございますので、それは、あなたの受けとめる感じであると、私はそう思います。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

○2番（雑賀正光君） まず、最初の請負業者の件ですけれども、秋山課長、これを見ますと、先ほど4社が河内町のDランクですか、あるとおっしゃっていましたね。これ例えば5,000万円をですね、15工区を5つに割ったわけですから、1工区3棟ですよ。そうしますと、それを例えば1棟ずつ分けると、1,500万円から3,000万円の金額になりますよね。その場合は、Dランク、格付等でいきますと400点以上、このDランクが何社あるかということをお尋ねしたいです。というのはですね、先ほど町長さん、前からおっしゃっていますようでしたけれども、地場産業育成という観点からしますと、なるべく地元の業者さんにやっていただければ、法人税関係が関係してくるわけですから、やはり国の補助金が2分の1でも、あとの半分は町の持ち出しですから、それは地元の業者になるべくお渡しいただくのが、一つ筋だと思います。

そういうふうにしないとですね、実際に地場産業の育成というのはなかなか育たないと思います。やはり財政の健全化を図ることからすれば、法人税というのは大分大きいウエートを占めるわけですから、その辺をDランク以下は、まず何社あるかということでございます。

それとですね、先ほど町長さんの答弁なんですけども、我々、要は、社会福祉法人の方は独立採算制なんです。ですから、おっしゃったように、ほかの業者さんを持ってあげればいいというお話もおっしゃっていましたけれども、現実的に、私は、地元の人なんです。地元の人が地元で仕事をするということは、落下傘はやはり途中でいなくなってしまうおそれもあります。実際、全国では落下傘で非常に失敗しているケースもあります。と

ころが私は地元で育っていますから。そういう意味では、地元のしっかりした関係の中で、今仕事をさせてもらっています。

町長さん、先ほど何回もおっしゃっていましたが、一番大事なのは、経営というものは非常に自己責任の強いものなんです。ですから、補助金をいただいて始めましたら、もう経営が成り立たなければ倒産するわけですから。そういう中で、我々は一所懸命、電気の3本あるところを1本消したり、水道も節水に努力したり、企業努力をして現在あるわけです。ところが、町長さんのお立場で、先ほど言いましたように、非常に、何か出してやったんだからみたいな話になっていますけれども、それは河内町の血税をいただいて、それを私は地元に戻しているわけですから。これは議会もそうですけれども、やっぱりオーケーいただいたということは、町民の血税ですからね、これ。町長さんが決断するのは、これはわかりますけれども、そのときはそういう形で進んできたわけですから。で、今があるわけですから。

そういうことで、私の方は、企業努力をしながら、借金を返済しながら努力をしているということをご理解いただかないとですね、話がちょっと首をかしげる部分があるもんですから、そういうことで、町長もう一度、その辺をお願いします。

あと企画財務課長、先ほどのDランクの人は何社あるか、ちょっとお願いしますよ。

○議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

○企画財務課長（秋山 豊君） それでは、お答えいたします。

今、雑賀議員がおっしゃったランク、建築工事のDランクは、1,500万円以上3,000万円未満というようなお話なんですけど、もっと低くしてEランク、1,500万円未満まで含めての数をお答えしたいと思います。

格付、ランク付けをしないで、今、河内町に指名参加を提出している業者で、事業区分が建築で、総合評点値がある業者は、町内に本社を持つ業者が5社、町外で河内町に支店や営業所を持っている業者が2社あります。一応、事業区分が建築で、本社や営業所等を町内に持つ業者で指名参加願を河内町に提出している業者は7社でございます。また、つけ加えますと、今回の町営住宅の入札に選考基準のBランクに該当する、町内に本社や営業所等を持つ業者は5社で、そのうち4社を選考しております。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

○町長（野高貴雄君） 協定書の問題でいきますと、あなたのは第5条については余りやっていないですね、全然これは。そういうことも何回か指摘していることもあります。一所懸命努力するのは当然であって、企業ですからね。だけれども、やはり血税をもらっているという範囲の中では、要するに地権者に対する未払金等があるというのは、これは本当かどうか後でよく調べなければならぬのですけれども、地権者から請求を受けて、何か訴訟ざたもあったというようなことも聞いています。そういうことはあってはいけない

ですね。そういうことが、もし不正があったら、補助金の返還とか等々、返してもらわなきゃならないだろうと。しかし、そういうことについても細かくどうこういうことでもないだろうということで、私は、はっきりした話がないので、調査もしなかったんですけれども。

ただ、今のような話の中で、もらったものでやってただけけれども、もう1社の千の風は一円も出してません、河内町から。それでも立派にやっています。ですから、そういうことも含めて、それはそれとして、私は、この間の質問の中で、雑賀議員も地域のリーダーになって町の財政を考えるなら、幾分でもそんなお気持ちでということで、まあ、返せとは言いませんけれども、そういう話をしたただけの話であります。ですから、もらってしまったらそれまでだということではないと思います。それはあくまでも河内町民の血税ですから、その重みを十分に受けとめですね、今後も一所懸命がんばっていただきたいと思います。

それと、今の入札問題等を含めると、やはりそれだけの力のあるところに、それなりにきちっとした仕事をしていただかないと、というのは基本的に原則です。力がないと、だから小さいところは小さいような仕事の区分は、河内町としては十分留意して発注しております。後でその件数を見ればわかるでしょうけれども、私の前のときは2社か3社しかありませんでした。そういうことも十分に配慮して今までやってきていますので、それはご心配しなくても大丈夫だと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

○2番（雑賀正光君） まずは企画財務課長ですね。先ほど聞きましたら、Dランク以下は5社ですか。ですから、そういうことを考えますとね、やはり選考、請負業者のですね、選考委員会の選考委員の方ね。ここに書いてありますけれども、その副町長さんいないですから、総務課長さん、企画財務課長さん、都市整備課長さん、各課の課長さんが選考委員をやっているわけでしょう。ですから、そういうふうなことを考えますとね、まじめに、要は地元のことを考えているのかというふうに思っちゃうわけですよ。一般の人は。

○町長（野高貴雄君） それは重大な発言だな。

○2番（雑賀正光君） だってそうでしょうよ。これ、重大な発言ですよ。

○町長（野高貴雄君） 今、重大な発言だよ。

○2番（雑賀正光君） いやいや重大な発言ですよ、これは。選考委員会はね、適正に業者を指名または選考するとなっているわけですから。

そういう意味で、地場産業育成ということですね。掲げて町長さんやっているわけですから。そこに諮問するのにですよ、やっぱりその辺を考慮しないでですね、考慮しないで、町長、話してんだから、ちょっと黙って下さいよ。私、企画財務課長に対応してますから。そういうことで本来ね、やはり一般の人から見てですよ、おかしいといわれること

はおかしいんですよ、これ。

これは皆さんだって、我々もそうですけども、議員だって税金でいただいているし、町の職員の方もいただいているわけですから、そういう意味で言っているわけで、おかしいなんて話、またおかしいですよ。じゃあ、それはそういうことでね、やっぱりまじめに選考委員会をやっていただきたいですよ、だって。町民のことを、本当に町のことを考えてやっているのかと思っちゃいますもん。特に子育て支援住宅。

それと町長ね、今、先ほど血税、血税というふうにおっしゃってございましたけれども、本当に血税を大切に使わなきゃいけない。これは、もう町長が日ごろ言っているし、先ほどの土地の問題もそうですけれども、だったら町長ね、町長もっとね、大事なことをさ、あれですよ、忘れてますよ。

○町長（野高貴雄君） 何を。

○2番（雑賀正光君） だって町長あれでしょうよ。ね、補助金を、補助金は血税とおっしゃったでしょ。その血税をね、出すかわりにですよ、多額のですね、要求をしたのはね、これはね、それこそ一番おかしいんじゃないですか、そのときに。先ほどね、土地に関して払ってないんじゃないかと言ってますけども、こちら、ちゃんと弁護士さんが入ってやっていますよ。話はちゃんとつきました。でも、町長……。

○町長（野高貴雄君） 弁護士なんかつけるような問題じゃない。

○2番（雑賀正光君） もっと大事なものはね、町長。この補助金、町長が出すときにですよ。あじさい苑にくれる、出すときに何と言ったんですか自分で、私に。

○町長（野高貴雄君） 何だったの。

○2番（雑賀正光君） 持ってこいっていいましたよ、多額の。

○町長（野高貴雄君） ああ、すごい。

○2番（雑賀正光君） 本当ですよ、これ。

私は当人だから。悪いけれども。

○町長（野高貴雄君） じゃあ。

すごいこと言ったな、あんた。

○2番（雑賀正光君） 本当ですよ。だってそういうふうにな。私は要求されたんだから、ね。

そういうね、血税を、そういうふうな形でね、血税、血税と言うのであればね、そういうさもない話をされちゃ困るんですよ。悪いけども。

○議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

○町長（野高貴雄君） その、持ってこいと言った証拠を持ってこいよ。

○2番（雑賀正光君） ちゃんとあるから心配しないで。

○町長（野高貴雄君） どこにあんのよ。示してみろよ。金なんかを一回も要求したことないよ、あんたのどこなんか。

- 2番（雑賀正光君） とんでもないですよ。
- 町長（野高貴雄君） 何言ってんだよ。じゃあ、証拠出せよ。
- 2番（雑賀正光君） 証拠、それはちゃんとね、出るところ出て。
- 町長（野高貴雄君） 全部出しなさいよ。
- 2番（雑賀正光君） 今出すわけにはいかんでしょ。
- 町長（野高貴雄君） これは大変な問題だよ。おまえ。
- 2番（雑賀正光君） 大変な問題ですよ。だから言っているんだよ。
- 町長（野高貴雄君） 何言ってんだよ。こんな議会で、おまえ。
- 2番（雑賀正光君） 本当の話だから言っているんですよ。私は当事者だから。
- 町長（野高貴雄君） 本当の話なら、証拠持ってきてなさい。
- 2番（雑賀正光君） だから。
- 町長（野高貴雄君） え、ちゃんと持ってきてなさいっての、え。なかったときはどうするんだ、おまえ。
- 2番（雑賀正光君） ありますから心配しないで下さい。
- 町長（野高貴雄君） 心配しない。おれなんかそんな要求一つもしてない。
- 2番（雑賀正光君） だって。
- 町長（野高貴雄君） 何を言っているんだ、おまえ。
- 2番（雑賀正光君） 私は、だって、私は、だってこの耳で聞いているんですよ。
- 6番（青野 正君） はい、議長。
- 町長（野高貴雄君） 何言ってんだ。
- 6番（青野 正君） 話、違ってますから。
- 町長（野高貴雄君） 違ってますよ。違ってますよ、だけど議長、問題ですから。後でこの人に対して提訴しますから。それとインチキだっていうのはおかしいですよ。
- 2番（雑賀正光君） インチキなんて言ってないですよ。
- 町長（野高貴雄君） なんて言ったんだ今。
- 2番（雑賀正光君） インチキなんて言ってないですよ。
- 企画財務課長（秋山 豊君） まじめにやってない。
- 町長（野高貴雄君） まじめにやってないというのはおかしいでしょう、あなた。
 だけど、この問題についてもですよ、ね、あなたは議会で議決しちゃったんだよ。
- 2番（雑賀正光君） 議決してるけど、私はあなたに質問してますよ。
- 町長（野高貴雄君） してるときに、質問してすべきなんだよ。
- 2番（雑賀正光君） この間、質問しましたよ、ですから。
- 町長（野高貴雄君） ルールが違うな、それは。まあ、いいわ。
 その問題については、私は議長に提訴します。
 名誉毀損で訴えます。

○議長（廣瀬 裕君） 秋山財務課長。

○企画財務課長（秋山 豊君） それでは、入札関係の指名関係で、まじめにということなんですが、我々課長は、まじめに選考委員会に参加し、決めているところがございます。

選考した後、町長の方に答申を出しております。

選考委員会のお話をしますと、選考委員会の規程条文で、適正な業者の指名または選考するためというようなことが書いてございます。私が考えるには、公平公正にルールに従って選考することであると思います。

地場産業の育成は、大変大事なことではあるとは思いますが、ルール、いわゆる請負業者の選考要綱があるにもかかわらず、地元優先的な考えを余り強調しますと、ルール違反になる場合がありますので、注意しなければならないと私は考えております。

例えば、総合評点値が低い業者の指名をしてしまうようなことは、地元であっても避けるべきではないのかなと、それがルールだと思います。このルールに従って選考をしておりますので、先ほど、まじめに課長らはやっているのかというご質問は、まじめにやっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○2番（雑賀正光君） はい。

○町長（野高貴雄君） 終わりだよ。

○2番（雑賀正光君） 終わり。

○町長（野高貴雄君） おれから一つ聞くよ。

○議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

○町長（野高貴雄君） それで、あんた持ってきたのか銭。

銭持ってきたのか、私のところへ。

えっ。私が要求したお金を持ってきたのか聞きたい。答えなさい。

○2番（雑賀正光君） 私は断りましたから。

○町長（野高貴雄君） 私はそんなこと要求もしてないで、断りましたなんてこんなところで言われる筋合いもない、ね。

ちゃんとした証拠をあとで出してもらって。

訴えるから、議会にも提訴します。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、星野初英さん、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） おはようございます。7番星野初英です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、災害に強いまちづくりについて、10項目に分けて質問いたします。

3.11東日本大震災から2年が過ぎました。私たちは改めて自然の猛威の恐ろしさを思い

とどめながら、多くの犠牲を決してむだにしないために、災害に強いまちづくりの誓いを新たにしていきたいと思います。中央防災会議で、国の防災対策の基本となる防災基本計画が改正され、一番重要な総則の中に、地域の防災向上を図るため防災に関する施策方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大等が必要と明記されました。災害の対応を行政任せにすることなく、町民の意識の変革も必要だと思います。想定を超える災害は必ず起こる、そう認識した上で、実際に起こったときに自分の状況を判断し、行動することができる力を一人一人が身につけなければなりません。こうした動きに呼応して、我が町は、災害に負けない地震対策について、どのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

1、防災・減災対策の考え方及び優先順位についてお聞かせください。

2、自助・共助のためのさまざまな対策についてですが、住宅の耐震化、家具の転倒防止等、また非常時の食糧や飲料水の3日間程度の備蓄の件、危ないと感じたら早目の率先避難等、自分の命は自分で守るためのさまざまな対策等を町民の方々に理解し、行動していただくため、行政としてどのような施策を展開されているのかをお聞かせください。

3、自分のまちは自分たちで守るという点です。

阪神淡路大震災における救助活動では、近隣住民が大きな力を発揮したということです。家屋倒壊で生き埋め状態となった人々は約3万5,000人、この人々のうち近隣住民が約2万7,000人を助け出し、消防・警察・自衛隊が助け出したのは約8,000人でした。これは関西大学河田教授によるデータであります。地域防災を担うのは住民自身です。その最も実際の形態が自主防災組織であると思います。自主防災組織が機能しているか否か、いざというときは大きな違いになります。地域の住民同士が話し合い、いざというときに避難の呼びかけ・誘導・救出・初期消火・避難所の運営等を行うために自主的に組織するのが自主防災組織です。当町にも自主防災組織があると思いますが、いざというときに機能するだけの話し合いや訓練ができている自主防災組織はどれくらいありますか。活動内容も含めてお聞かせください。

4、防災士についてですが、今、地域防災力が大事といわれております。その地域防災力向上のため、一人一人が防災のことを考え、安全を確保しなければならないと思います。その実現のため、防災について十分な意識と一定の知識、技能を身につけた者が中心となって、地域・社会・職場など全体で力を合わせて対策を講じることが必要であり、有効だと思います。

そこで、阪神淡路大震災を教訓として人という資源を活用して、社会全体の防災力を高めるために生まれたのが防災士制度です。その防災士の育成及び活用が大変重要で、緊急課題だと思います。そこで、防災士の資格を取るための補助金制度について考えをお聞かせください。また、我が町の防災士の現在の人数及び防災士の方をどのように活用させていただいているのか、具体的にお聞かせください。

5、避難訓練・避難所運営についての現在の状況についてお伺いいたします。

いかにして避難訓練等を進めるかは、なかなか実際にはやっていない状況だと思いますが、何か所かモデルケースとして、イベント的に楽しくやっていただけたらいかがでしょうか。例えば、町内一斉清掃のときに行っていただいて、昼ごはんは、町の災害時用のアルファ米を提供していただいて、いざというときのアルファ米の作り方も学んでいただく等、難しく考えず、楽しくやるようにしてはいかがでしょうか。また、当町には多くの寿大学生がおりますが、その大学の勉強の一つの中に、避難訓練や避難所運営等を積極的に取り入れることはできないでしょうか、ご見解をお聞かせください。

6、当町の福祉避難所はどこになっておりますか、お聞かせください。

7、災害要援護者についてお伺いいたします。

災害要援護者とは、災害が発生した場合、みずからを守るために適切な行動が困難な何らかの助けが必要な方に対するの対応について、当町では、1、65歳以上のひとり暮らしの方、2、要介護3以上の方、3、身体障害者1級・2級の方、4、療育手帳④、Aの方、5、精神障害者保健福祉手帳1級の方、6、前号に準ずる方で希望する方となっています。

そこでお伺いいたします。現在、登録申請書はどれぐらい提出されていますか。人数、該当者の何割かをお示しください。また、登録されない方は、なぜ登録されないかはどのように考えておりますか。今後、登録されない方への対応もあわせてお聞かせください。また、災害要援護者の定義、⑥番目の前号に準ずる方で希望する方とは、どういう方が考えられますか。現在、何人登録申請されていますか、お聞かせください。

8、女性の視点を生かした防災対策の見直しや地域の防災活動に率先して参画する女性の育成を目指して、防災対策を考えていく際に、地域に根差す女性の主張をきちんと受け止めていく体制はとても大事だと思います。当町には、女性の消防団が活躍されていることはとてもたくましく、うれしいことです。その方たちを中心に行ってもよいと思いますが、女性が忌憚なく自分たちの意見を述べる環境をつくる必要があると思います。そういう場所づくりとして、女性のための防災研修会を開催してはいかがでしょうか、ご見解をお聞かせください。

9、今、現在の備蓄の状況についてお聞かせください。

10、2年前の震災のときに一番困ったのは、トイレの水を流せない状態でした。幸いに町長さんの必死の思いで、1週間で水も使えるようになりましたが、普段は、庭や植木の水にも使える、災害時にはトイレの水にも使える雨水貯水槽いわゆる雨水タンクを家庭に設置したいという声がありました。これから、水をためておくとボウフラがわきますが、この雨水タンクなら安心なので、災害に備えて多くの人が設置できるように、購入費助成制度を導入していただければ皆様が喜ぶと思いますが、当町としてのご見解をお聞かせください。担当課長さん、よろしくお願いたします。

2問目からは自席にて質問いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

○総務課長（小川輝文君） それでは、お答えしたいと思います。

まず1番目の防災・減災対策についてであります。減災対策は余りにも広範囲になってしまいますので、町として、震災から実施してきたことを挙げたいと思います。

まず、災害時の諸協定締結状況につきましては、トラック協会県南支部と物資輸送の協定、国土交通省関東整備局、これには災害対策本部に職員の参加とか、情報を共有するというような協定でございます。北茨城市、坂東市との3市町の相互応援、あとNPO法人コメリ災害対策センター、それから金江津に最近工場ができました管材メーカーの明和工業ですか、この業者は、震災時に水道が断水したときに、霞ヶ浦から来ている水の本管のバルブを調達してくれた、本社が新潟にある会社なんです。そこともそれぞれ物資の供給協定を締結いたしました。それに県内全町村とも相互応援協定を結んでいます。震災以降の事業関係では、災害用コンテナを3カ所導入しまして、備蓄品を入れました。また、役場庁舎が震災のときに危険性が伴いまして、災害対策本部として使用できなかったことから、庁舎の耐震工事を完了しました。

それと現在、停電しても最低限の対策本部の電気は使えるようなシステムで、蓄電方式を取り入れた太陽光の発電工事を実施しております。これからですが、一般の木造住宅の耐震診断や、古くなった橋梁の調査、これが入ってきます。詳細については、都市整備課長の方から答弁があると思います。

2番目の自助・共助につきましては、議員さんがおっしゃるように、自分自身の生命財産を守ることは、災害に対する基本だと考えております。先ほどおっしゃいましたように、3日分の食糧や水の確保、家具の固定、非常持ち出し品の準備等いろいろなことが考えられます。また、家族での防災会議等も必要ではないかと思っております。それにつきましては、広報等で3日分の食糧はどんなものを入れたらいいとか1ページの特集を組んだり、お知らせをしているところなんです。共助については、阪神淡路大震災で、共助によって、地域の人によって助けられたということをお聞きしております。お互い助け合うことが非常に重要なことだと思っております。地域は自分たちで守るという意識が非常に大切で、震災のような広域災害では、地域の防災機関、警察等が同時にすべての現場に向かうことができませんので、また、自衛隊等の応援が到着するには時間がかかりますので、近隣の皆さんの救助や初期消火が被害を小さくすると考えられます。去年の区長会でも、福祉課より災害時に要援護者避難制度の説明をいたしてございます。

続きまして、防災グループワークにつきましては、ご質問の自主防災組織は、行政区単位で23組織が組織されております。平成9年か10年ごろだと思いますが、組織されたのが。現在では活動の方は皆無とっていいかと思っております。それと防災グループワークにつきましては、PTAとか地区、寿大学の学級のような単位で行っていくのが有効だと考えられます。

それと4番目の防災士につきましては、平成15年から始まった特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する民間資格でございます。平成25年1月現在、全国で5万9,741人、茨城県では1,302人、河内町としては何人いるかというのは、ちょっと星野議員さん以外は把握はしてございません。あくまで、公的支援までの被害拡大の軽減、被災者の支援活動、防災意識の啓発、自助共助の活動の訓練ということで、しかしながら特別の権限は、義務は持っていないということでございます。その費用につきましては、民間機関の受講は6万円程度の負担で、茨城防災大学で受講しますと8,000円程度で済むということでございます。助成制度がある自治体につきましては、2県、56市町村。これは、全国の数字なんですけれども、県内では守谷市が3万円以内ということで、2分の1、龍ヶ崎では6万1,000円を限度に補助を出しているそうでございます。河内町については、もう少し近隣が増えた時点で検討をしたいと思っております。

5番目の避難訓練、避難所運営については、今のところ、まだ震災以降は避難訓練はやってございませんが、おっしゃるように、小さな単位で実施することは大変有効だと思います。まず、役場あたりの管理職あたりを抜き打ちで、参集訓練のようなことから始めてまいりたいと考えております。避難所運営については、災害時は町民課が対応しますので、そちらから答弁をしていただきます。

6番目の福祉避難所についてですが、福祉避難所については、町の地域防災計画ではわずかな記載のみなので、福祉センターや保健センターに設置するような方向で、今後内容を精査したいと思っております。

それと、女性のための防災研修ですが、大きな自治体では、女性向けの防災研修を実施しているところも見受けられます。当然、町の方は、まだ実施はしてありませんが、今、女性消防団が中心でいろいろやってございます。女性消防団は25人の方々が活躍をしてくれていまして、従前から、救命講習の受講、一般家庭の防火診断、独居の高齢者家庭の方に住居用の火災報知器を取りつけたり、学校の避難訓練に協力をしたり、講師を出したりという活動をしてきています。

9の物資の備蓄を女性や高齢者の視点からの見直しをということで、現時点の備蓄は、飲料水1.5リットル、2リットル合わせて4,998本、ビスケット類が118缶9,440食、女性や高齢者の物資の対応については、福祉避難所的なものを福祉課の方で、保健センターと福祉センターの方に用意をしてございます。衛生用品とかおむつとか、それから簡易便器とかというようなものを、福祉避難所ガイドラインに沿ったものを入れていくという話でございます。

前にも述べましたが、平成24年の4月にNPO法人コメリ災害対策センターと物資供給協定をしております。最近、稲敷市の圏央道稲敷インターの手前に大規模な物流倉庫を完成させました。このようなことから、物資の要請をすれば、比較的短時間で必要なものが手に入ってくると思っております。こちらからとりに行っても15分はかからない程度かなという

ふうに認識してございます。いろいろなものには、飲料水、ビスケット類などには賞味期限がございまして、ある程度の備蓄があれば、コメリさんを有効に活用していく方向であります。

最後の10番目の雨水タンクにつきましては、インターネットを見ますと、ピンからキリまでありまして、何千円から何十万というようなことでもあります。2年前の東日本大震災のときは、小学校のプールを開放した覚えがありますので、災害時には、生活用水を確保する一つの有効な手段だと思われれます。県内で雨水タンクの助成をしているのは、水戸市と日立市でございまして、守谷市は平成19年度で終了しております。補助額は、3万円から4万円程度の補助となっておりますが、こちらについても検討をさせていただきたいということでご答弁いたします。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山正光君） それでは、防災・減災ということで、都市整備課で計画しています住宅等の耐震診断、それと橋の点検調査による安全確認についてお答えいたします。

まず、1点目の住宅等の耐震診断についてでございますが、今年度、町では、建築耐震改修計画というのを策定しています。計画は、町内の建築物の耐震診断を実施いたしまして、その結果に基づいて耐震改修を促すことで、地震災害に対して住民の生命、財産を守るということを目的に策定するものです。この計画に基づきまして、住宅の耐震診断を平成25年度から29年度までの5カ年間で実施いたします。対象となるのは、新しい耐震基準前の昭和56年以前の住宅と公共施設などの特定建築物です。住宅の耐震診断に要する費用は、個人負担はなしでございます。

2点目の橋の点検調査による安全確認でございますが、具体的には、橋梁長寿命化修繕計画というのを策定いたします。これは、橋の安全確保、維持管理を行っていくもので、計画は平成25年度策定を予定しております。現在、町には、橋が落ちるといった危険性のある橋はございませんが、事故を未然に防ぐためにも点検を実施いたしまして、将来発生すると考えられる損傷の予測を立てまして、いつどのような対策を行うべきかを明確化することで、安全性はもとより、維持管理の縮減にもつなげようとするものでございます。

以上が、計画の趣旨です。この2点につきましてが都市整備課に係る防災・減災対策に関連する事業でございます。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 椿町民課長。

○町民課長（椿 法男君） それでは、私の方から避難所の運営について、お答えさせていただきます。

河内町の地域防災計画におきましても、避難所の開設・運営につきましては町民課の方

が担当となっているわけなんですけれども、また、その運営につきましても定められているところがございます。町内の指定避難所としましては、小中学校、町の施設を含めまして18カ所指定してございます。災害の状況に応じまして開設をしまっているわけなんですけれども、運営に当たりますと、町職員ばかりではなく、避難所の自治組織の結成を促しまして、避難者が互いに助け合う、自主的な避難生活が行えるよう支援してまいりたいと思います。

また、高齢者や障害者などの災害時要援護者の実情に応じた配慮、それから女性の参画を推進しまして、男女のニーズの違いに配慮しまして、生活をしていくものとするとともに、良好な避難生活の提供、それから維持を図るための避難所の衛生環境の維持、プライバシーの保護など、生活環境の整備に努めて避難所を運営してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 沼崎福祉課長。

○福祉課長（沼崎 繁君） 私の方からは、災害時要援護者についてということでお答えをしたいと思います。

災害時要援護者ということで、昨年度そのプランを策定いたしました。策定につきましては、まず名簿登録につきましては、「広報かわち」で住民の皆さんに周知しまして、民生委員さんの協力を得て、本人の希望によりまして受け付けをいたしました。

本町の災害時要援護者は、国のガイドラインに準じまして作成をしております。ひとり暮らしの高齢者につきましては、人数把握につきましては、住民基本台帳から見ますと、65歳以上の人口につきましては、一人世帯につきましては388人おりました。次に、身体あるいは知的、あるいは精神に障害をお持ちの方の人数ですけれども524人おられます。ですが、この方々も、自力で避難することが困難な人というのは、ちょっと把握できませんので、全体の数値というのはわからないような状況でございます。その結果、今回、登録されている方につきましては、全部で363人の方が登録をしていただきました。今言ったような申請しない方、そしてなぜ申請できなかったかについては、こちらではちょっと把握ができてはおりません。また、新しい災害時要援護者の登録とか、既に登録されている方で内容に変更が生じたという方につきましては、地元の民生委員さんの協力を得まして、随時、福祉課の方で受け付けをしております。

災害時の要援護者の避難支援の体制でございますけれども、災害時においては、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難支援体制の整備には努めてまいります。保健師、民生委員、ボランティアが連携して、災害時要援護者を対象とするケアチームとか、あるいは災害時要援護者安全確保にかかる相互協力の体制の整備ということで、それらに努めてまいりたいと思います。

また、災害時には要援護者が避難するためには、家族のほか地域住民の協力が必要とな

ってきます。そこで、要援護者とその家族は、日ごろから隣近所や行政区との交流を図ることによって共助意識の育成に努めてまいりたいと思います。

一方、要援護者においても、災害支援者が、災害のときの支援者、助けてくれる方なんですけれども、避難等によって災害支援が行えない場合もございます。そういうことから、要援護者自身が、災害発生時の避難支援を近所の人や友人に積極的に働きかけるように進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） それでは、担当課長さん答弁ありがとうございました。2回目の質問をいたします。

先日、山梨県笹子トンネルで崩落事故があり、悲しいことに9の方が亡くなりました。社会インフラ老朽化が浮上しています。防災・減災は緊急かつ重要であることが再度確認されました。先ほど、我が町でもそういったことを計画しているということで安心いたしました。人の命を守るということを第一に、ぜひ着々と進めていただきたいと思います。

災害は、その規模が大きければ大きいほど、公的機関の初期対応、情報収集・消火・救助活動は制限され、限界があると思います。初動期は自助・共助で対応するしかなく、地域防災力の飛躍的向上が必要だと思います。地域住民一人一人が、自分の命は自分たちで守るという、自分たちのまちは自分で守るという意識を持ったことが大切になってくると思いますので、広報の方で再度、時期を見てきちっと細かくお知らせしていただければと思います。

2番目の自助・共助についてですが、いざというときの備えはとても大切だと思います。先ほども話がありましたが、家族全員で家庭の防災会議を行い、災害時の対応、連絡方法なども確認しておくことも大切になると思います。

また、災害時用伝言ダイヤル171などの安否確認ツールも自分で一度体験しておいた方が、いざというときに慌てずに対応できると思います。その点、町民への広報もつけ加えてよろしく願いいたします。防災に必要なものは、それぞれの家庭の家族構成でも違いますし、また季節によっても違うと思います。町民の命を守るために、さらに努力をよろしく願いいたします。

3番目の自主防災組織についてですが、とても実際的にはまだ行っていないというのが現状だと思いますが、その進まない状況なんですけれども、それを何とか町のそういった細かい、区長さんとかいろいろな方たちにも、民生委員さんたちにも協力していただいて、全部が全部やるということはとても難しいことだと思いますので、何グループかをやはりピックアップしまして、防災グループワーク講習とかも行ってはいかがでしょうか、その点に対してはご見解をお聞かせください。

4番目の防災士ということで、私も県の方の防災士の試験を取らせていただきました。

これから、もっともっとアピールして、防災士さんのいろいろな勉強をした中で、私もこういった細かい質問ができるわけですし、町としても防災士の方の、受ける方を広報でとかお知らせしまして、その上で、ニーズがたくさんあれば、補助金を出すような形に進めていっていただきたいなと思います。

5番目の避難訓練、避難所運営についてですが、災害はいつ来るかわかりません。避難所運営にしても、ふだんやっていないことは、なかなかいざというときにはできないと思います。また、避難所運営には、女性の意見を先ほど取り入れてくださるという意見でしたけれども、細かく福祉センターとか、それからいろいろなところで、別々なところでやっているというのもそうなんですけれども、よくチームワーク等組んで、そして、女性の立場も取り入れていただいて、細かい点で、この前お水がなくて本当に困ったときに、高齢者の方はお水を運ぶということ自体も大変だと思いますね。そういったことでも、今とてもいいものもできていると思いますので、そういったものも活用していただきたいなど。捨てられるような状態のトイレの、お水を使わなくてもできるようなものもございますし、そういったものも考えていただきたいと思います。

そして、避難所訓練に対しては、本当に我が町では素晴らしいと思うのですが、寿大学校の方たちがとても元気でいらっしゃって、その中の級長さんたちが、しっかりした人たちがいらっしゃいますので、そういった方たちにも負担をかけるとは思いますが、そういった方たちをモデルケースとして地区ごとに五、六人で、避難所運営の体験というか、やってみてはいかがでしょうか、その辺はご意見をお聞かせください。

6番目の避難所運営についてですが、先ほど福祉センターに設置しようということでお考えをお聞きしました。今まではできていないということで、避難所に同じ一般の方たちと一緒に避難されたときに、精神障害の方、それこそ重度の方、いろいろな方がいらっしゃると思いますので、その点も考慮して、福祉センターなら福祉センターということできちっと住民の方にもお知らせして、そして、できることならば、先々というか、財政のこともございますでしょうけれども、車いすの方もいらっしゃると思います。そういうことも考えて、バリアフリーということも考えていただければいいかなと思いますけれども、ご見解をお聞かせください。

7番目の災害時要援護者についてですが、先ほど課長さんからお話がありましたけれども、自分が登録をしないというのは、やはり何かあるんだと思うのですね。その辺のところまではちょっとわからないとは思いますが、できれば、そういった人の立場にも、民生委員さんとかそういう方たちにもお願いしながら聞いていただければいいのかなと。細かくやはり配慮していただかないと、いざというときに大変だろうと思います。

また、そして先ほどの入っていない、当町が定めている災害時要援護者の定義に入らない、例えば老老介護とか、要介護3以下の方や身体障害者手帳2級以下の方で、歩行が困難な方とか要介護3以下の、昼間は家族の方がいないで一人でいらっしゃる方などについては、

災害時対応をどのように考えていらっしゃるのかということについてもお聞かせください。

防災研修については、先ほどお話しましたので、防災研修も、できれば細かくやっていただきたいなと思います。積極的に進めていただきたいと思います。

9番目の備蓄の状況についてですが、コメリさんとか大きな倉庫ができていますけれども、そういったところと関連してやっていただけるということなので、この点もやはり期限がございますので、その期限切れにならない程度に防災訓練とかもやっていただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

10番目の雨水タンクについては、いろいろと財政等もございますけれども、その辺も、そういった住民の意見もございましたので、本当に前向きに検討させていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

○総務課長（小川輝文君） それでは、2回目のご質問にお答えいたします。

自主防災組織がうまく動いていないということですので、極力これからは回っていくようにしたいと思います。それと、寿大学を含めた小さな単位でのグループワークとあわせた訓練の実施をしていきたいと思っております。防災士については、内容的なものを広報の方へお願いして掲載するようにいたします。町の寿大学の方の担当者には、防災に対して講義をしてみてもという提案はいたしました。災害時には人命を大切にということで進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 沼崎福祉課長。

○福祉課長（沼崎 繁君） まず、災害時要援護者の方についての、なぜ登録されていないのかということで、その辺のところに対しても細かな配慮が必要ではないのかというお話なのですが、最初の段階でも、地元の民生委員さんに協力をいただきまして、なかなかそういう方についてはデリケートな部分がありますので、頼りにされている地元の民生委員さんに協力をいただいて、そういうところに配慮した上で、機械的な調査ではなく、地元の民生委員さんに親身に接していただいたところがございます。今後も、民生委員さんの協力を得まして、新たに登録される方につきましても、そういう形で配慮していきたいと思っております。

また障害関係の軽度の方についての登録なんですけど、これはあくまでも、一応目安でございますので、本人の希望で登録ができるというふうに私どもも理解をしております。登録がされなくても、いざ災害に遭ったら、先ほどお話しましたとおり、地域で助け合う気持ち、そして助けが必要な方についても、ふだんから地元の方々とコミュニケーションをとって、いい関係をふだんから構築していただきたいというふうに私どもも考えております。そういうようなことで、こちらからそういう投げかけをしたいと思っております。そして、そういう形をつくっていただければ、災害のときに、そういう要援護者以外の方でも、そ

のときにけがをしたりなんかして避難できなくなる人もいますので、皆さんの力を合わせて避難できるような形をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） 最後の質問をさせていただきます。

担当課長様、本当にありがとうございました。

いろいろな面で、また見直していただけるということなので、ご期待申し上げます。

そして、防災グループワークの件ですが、自分たちで体験しなければ、いざというときになかなかスムーズにはできないと思いますので、地域防災力を高めながら、自主防災組織で避難訓練や地域の防災マップ作成にもつなげられると思いますので、そうすると、自分たちがとても意識というか、自分たちがやれば、すごく意識が高まると思いますので、そういった点でもよろしく願いいたします。

それから、先ほど、行政では手が回らない場合、大震災のとき、社会全体が被災している場合が多いので、公的支援は難しい状況となるとと思いますが、自分の命は、先ほども言っていますように自分で守るという自助とともに、ご近所同士で守り合う共助がとても大切だと思います。先ほども申しましたが、阪神淡路大震災のときも、多くの方がご近所の方に助けられています。今、ご近所づき合いが希薄になってきていると思います。ご近所同士のコミュニティーの旗振りも行政に課せられていると思いますので、その点もよろしく願いいたします。

女性のための防災研修も、ぜひぜひいろいろな意味で大変とは思いますが、私も参加させていただければ、参加させていただきたいと思いますので、女性の目線に立った防災力向上のために、今後とも女性の力を生かしていける施策をよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（廣瀬 裕君） 以上で、一般質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11時39分休憩

午後 2時30分開議

○議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

ただいま大野佳美君外5名から、地方自治法第135条第2項の規定によって、雑賀正光君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

本動議を日程に追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とするこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、雑賀正光君に対する懲罰の動議を日程に追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分開議

○議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 追加日程1、雑賀正光君に対する懲罰の動議を議題といたします。
地方自治法第117条の規定によって、雑賀正光君の除斥を求めます。

〔2番雑賀正光君退場〕

○議長（廣瀬 裕君） 提出者の説明を求めます。

11番大野佳美君。

〔11番大野佳美君登壇〕

○11番（大野佳美君） 本日、開催の本会議においての一般質問の中で、同議員から町長に対して不穏当な発言がありました。この発言の内容は、地方自治法第132条の中で規定しています、議会議員は議会の会議または委員会において、無礼の発言を使用し、また他人の私生活にわたる言動をしてはならないと規定している、この地方自治法第132条に違反する発言であり、当議会として、議会の秩序と品位を保持する上で、同議員への懲罰を科することが適当と考えるものであります。

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀正光君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 弁明することに異議なしと認めます。よって、雑賀正光君の一身上の弁明を許すことを決定いたしました。

雑賀正光君の入場を許します。

〔2番雑賀正光君入場〕

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀正光君に一身上の弁明を許します。

雑賀正光君、登壇願います。

〔2番雑賀正光君登壇〕

○2番（雑賀正光君） 先ほどは、午前中は不適切な発言がありましたこと、おわび申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀正光君の退場を求めます。

〔2番雑賀正光君退場〕

○議長（廣瀬 裕君） これから質疑を求めます。

質疑を終わります。

本件は、委員会条例第6条の規定により、6人で構成する懲罰特別委員会が設置されたので、これに付託することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長により指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、指名します。

12番宮本秀樹君、11番大野佳美君、10番福智正之君、9番牧山龍雄君、8番篠田英一君、7番星野初英さん以上6名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分開議

○議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

休憩中の特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に星野初英さん、副委員長に牧山龍雄君。以上であります。

雑賀正光君の除斥を解きます。

〔2番雑賀正光君入場〕

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀正光君に報告します。

ただいまの動議は、懲罰特別委員会に付託されることに決定しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程2、議案第1号 河内町道構造基準条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程3、議案第2号 河内町道に設置する道路標識の寸法等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程4、議案第3号 河内町道移動等円滑化基準条例の制定についてを議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程 5、議案第 4 号 河内町営住宅等整備の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 4 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程 6、議案第 5 号 河内町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 5 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程 7、議案第 6 号 河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 6 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程8、議案第7号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。
討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。
議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程9、議案第8号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決します。
議案第8号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程10、議案第9号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例を議題といたします。
議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程11、議案第10号 河内町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程12、議案第11号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程13、議案第12号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程14、議案第13号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第13号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程15、議案第14号 河内町中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第14号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程16、議案第15号 河内町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第15号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程17、議案第16号 河内町障害福祉サービス給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第16号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程18、議案第17号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第17号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程19、議案第18号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第18号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程20、議案第19号 平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第19号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程21、議案第20号 平成24年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第20号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決す

ることに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程22、議案第21号 平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第21号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第21号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程23、議案第22号 平成24年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第22号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程24、議案第23号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第23号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程25、議案第24号から議案第30号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月7日の本会議において、各常任委員会に付託しました平成25年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、各常任委員長より、審査の結果について報告をお願いいたします。

初めに、総務経済常任委員長からの審査結果報告を求めます。

大野総務経済常任委員長、登壇願います。

〔総務経済常任委員長大野佳美君登壇〕

○総務経済常任委員長（大野佳美君）

総務経済常任委員会審査報告

去る3月7日開会されました平成25年第1回河内町議会定例会におきまして、総務経済常任委員会に付託されました案件について、審査の結果を報告申し上げます。

議案第24号 平成25年度河内町一般会計予算

議案第29号 平成25年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成25年度河内町水道事業会計予算

計3議案について、3月7日、全委員の出席を得て委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は、すべて原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会の決定に対し、各位のご賛同をお願い申し上げまして報告を終わります。

平成25年3月14日

総務経済常任委員長 大野 佳 美

以上です。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、教育厚生常任委員長からの審査結果の報告を求めます。

星野教育常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長星野初英君登壇〕

○教育厚生常任委員長（星野初英君）

教育厚生常任委員会審査報告

去る3月7日に開会されました平成25年第1回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第24号 平成25年度河内町一般会計予算

議案第25号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成25年度河内町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第28号 平成25年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

計5議案について、3月7日、全委員の出席を得て委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました。審査の結果、付託された案件は、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会の決定に対し、各位のご賛同をお願い申し上げまして報告を終わります。

平成25年3月14日

教育厚生常任委員長 星野初英

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

各常任委員長の報告は終わりました。

議案第24号から議案第30号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第24号から議案第30号につきましては、各常任委員長の審査結果のとおり可決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第30号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程26、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、服部 隆君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました服部 隆君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程27、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程28、常任委員会及び特別委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成25年第1回河内町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 0 2 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員